

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） 記載のお願い

平素は児童生徒の健康管理にご協力頂きありがとうございます。

近年、食物アレルギーや喘息などアレルギー疾患を有する児童生徒が増加、学校においても適切な対応を求められるようになりました。これに対応して、平成 20 年に日本学校保健会より「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が、平成 26 年に文部科学省より「今後の学校給食における食物アレルギー対応について（通知）」、平成 27 年には「学校給食における食物アレルギー対応指針」が出され、三重県におきましても、これらガイドライン・指針を三重県の実情に即して補完するものとして、平成 20 年に「学校給食における食物アレルギー対応の手引」、平成 22 年に「児童生徒のアレルギー疾患対応の手引」を作成しまして、適切な対応の推進に努めてまいりましたところでございます。

文部科学省ホームページ「アレルギー疾患対策」資料

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353630.htm

このたび、三重県では表記の新たな通知、指針に基づきまして、これまでの「手引」を全面的に改定いたしました。「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」を各学校・園に配付いたしました。（平成 28 年 2 月）基本的な対応方針の変更はございませんが、よりわかりやすく、また食物アレルギーをもつ児童生徒の学校給食における安全をより確実にすることをめざしております。

学校がアレルギー疾患をもつ児童生徒に適切な対応を行うためには、「学校生活管理指導表」が基本となります。先生におかれましては、たいへんご多忙のところ恐縮ではございますが、アレルギー疾患に関わる情報のご提供につきまして、どうかよろしくお願ひ申し上げます。「学校生活管理指導表」の記入方法につきまして、わかりにくい、とのご意見も賜っておりますので、別紙に、簡単ながら留意点を記載させていただきました。ご参考にしていただければ幸いです。

アレルギー疾患をもつ子どもたちが安全に、また生き生きと学校生活を送ることができるよう、引き続きのご協力・ご指導をよろしくお願ひ申し上げます。

三重県教育委員会
三重県医師会